単価契約仕様書

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
（担当　折井・高田　電話　075－708－8087）

件名	介護認定給付事務センターから中京郵便局往復業務
予定数量	１０５時間
契約期間	令和８年１１月２４日～令和９年３月３１日
契約条件	１　業務内容 毎平日１回（土日祝明けの平日は２回）京都市（以下「甲」という。）の介護認定給付事務センター（以下「センター」という。）及び中京郵便局間をセンター職員及び郵便物を載せて往復する。 ２　実施方法 （１） 業務受託者（以下「乙」という。）は、下記（ア）及び（イ）間の往復の送迎を行う。 （ア）介護認定給付事務センター 〒604-0901 京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町２８４番地１ 京都市かもがわ庁舎 （イ）中京郵便局 〒604-8799 京都市中京区三条通東洞院東入菱屋町 30 （２）　目安時間：以下の作業込みで往復１時間以内 （ア） 介護認定給付事務センター着：荷物積み込み、職員乗車 （イ） 中京郵便局着：荷下ろし （ウ） 中京郵便局発：郵便物積み込み、職員乗車 （エ） 介護認定給付事務センター着：荷下ろし ※ 所要時間はセンターでの乗車時刻からセンターでの降車時刻までであり、中京郵便局での待機も所要時間に含む。 ※ 郵便局到着後の待機場所等の詳細は契約時に説明する。 ※ 出発時間は毎月２５日（２５日が土日祝の場合は直前の平日）に翌月１か月分を提供する。 ３　経路について 経路については、合理的かつ安全に配慮した経路を乙が選定し、事前に甲の了承を得て実施する。 ただし、天候不順や災害等が発生したことにより、やむを得ず他の経路を使用する場合は、甲へ事前に了承を得るものとする。

	4　実績報告について 　乙は、月毎の実績を翌月１０日までに甲へ報告するとともに、支払いに必要な書類も併せて提出すること。 5　支払いについて 　甲は乙の実績報告に基づいて、１時間当たりの単価に当該月の総所要時間を掛けた額を支払う。 　なお、毎回の所要時間については３０分単位で計算し、１１分未満については切り下げ、１１分以上については切り上げることとする。 6　キャンセル（変更）対応について 　キャンセルや時間が変更になった場合、甲は乙に速やかに連絡する。 　なお、料金については、出発時刻の２時間前までにキャンセル（変更）を行った場合は、発生しないものとし、それ以降のキャンセル（変更）となった場合、キャンセル料として所要時間１時間分に相当する業務が発生したものとする。 7　資格等について 　乙の資格については、国土交通省から道路運送法で定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者に限る。 8　使用車両について 　センター職員の乗車人数は２人、郵便物を入れるプラスチックの箱（26cm×56cm×36ｃｍ程度）８箱程度及び台車１台（90cm×60cm×29cm）を積載できる車両とする。 9　権利義務の譲渡の禁止 　乙は、第三者に対し、事業の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、またはこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはいけない。ただし、予め甲の承認を受けたときはこの限りではない。 10　秘密の保持 　乙は、事業の実施に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。事業が完了した後もまた同様とする。

	11　損害賠償責任 　乙は、次に該当するときは、その損害を被害者に賠償しなければならない。 （１）　乙が事業を実施するうえで、甲又は第三者に損害を与えたとき。 （２）　次項に定めるところにより、この契約が解除された場合において、甲に損害を与えたとき。 12　契約の解除 　甲は、乙が次に該当するときは、費用の一部若しくは全部の返還を請求し、又はこの契約を解除することができる。 （１）　この契約を履行しないとき、または、履行の見込がないと認められるとき。 （２）　その他乙がこの契約に違反したと認められるとき。 13　その他 　本仕様書に掲げる業務以外の業務が生じた場合は別途契約する。 　契約期間中に組織改正等により甲の執務場所が変更となる場合がある。この場合は、甲から乙に事前に連絡する。 　この契約に疑義があるとき、またはこの契約に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。 　予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 　乙は勤務実績を証する資料を保管し、正確な勤務実績を把握すること。またそれらを甲の求めに応じて提出すること。 　甲は立入検査又は監査（以下「立入検査等」という。）を求めることができ、乙は甲の立入検査等を受け入れなければならない。